

令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書類提出要領

- 1 法務省においては、「法務省大臣官房施設課長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、以下の発注機関が発注する工事について競争参加資格が認められます(個々の発注機関に対して申請する必要はありません。)

【発注機関】

法務本省、法務局、検察庁、矯正管区、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、入国者収容所、出入国在留管理局、公安調査庁、公安調査局

注 裁判所は法務省の所管ではありません。

- 2 定期申請の受付

定期申請は、原則としてインターネットにより行います。

○インターネット受付専用ホームページURL

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

ただし、共同企業体に関する申請については、以下のとおり一部を電子データ(PDF)、その他を郵送又は持参での申請を受け付けます(詳細は下記(2)を参照)。

- (1) 申請書類の受付期間

令和5年1月4日(水)から令和5年1月31日(火)まで(提出期限厳守)

※ なお、上記期間経過後に到達した申請は、令和5年2月1日以降、後述する随時申請として受け付けますが、同日以降は多数の申請がされることが見込まれ、その場合には審査完了までに相当の期間を要することとなりますので、御注意願います(資格決定通知書による通知は、同年4月3日以降となります。)

- (2) 申請の方法等

申請書類は、原則として以下(3)アについては、電子データ(PDF)により、以下アのアドレスに電子メールにて提出することとし、その他の添付資料以下(3)イについては、郵送又は持参により以下のイの宛先又はウの場所に提出してください。

電子データにより難しい場合は、様式を含め、全ての申請書類を郵送又は持参により提出してください。

ア 電子メールの場合(各様式のみ。添付資料は、以下イ又はウによること。)

「skeiri-shikakushinsa@i.moj.go.jp」

イ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務省大臣官房施設課経理係
令和5年1月31日の消印のあるものまで有効

ウ 持参の場合

法務省大臣官房施設課経理係(中央合同庁舎第6号館A棟 16階)
受付時間:午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで

- (3) 申請書類

ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1-1、様式5及びQRコード)

イ 添付書類

(ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1-2)

(イ) 工事経歴書(様式2)

(ウ) 営業所一覧表(様式3)

(エ) 共同企業体等調書(様式4)(共同企業体で申請される方及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する方のみ)

(オ) 経常建設共同企業体協定書(経常建設共同企業体で申請される方のみ)

(カ) 総合評定値通知書の写し(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものであって、かつ、令和3年6月16日以降を審査基準日とするものに限ります(詳細については、作成要領5及び6を参照してください。))

(キ) 納税証明書(証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの。)

注1 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出してください。

- ・ 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3

注2 納税証明書の対象

- ・ 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- ・ 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税

(ク) 委任状(様式6)(行政書士等の代理人による申請をする場合)

(ケ) 返信用封筒 メールアドレスを保有していない方には、資格決定通知書を郵送しますので、返信用封筒に切手を添付(定形郵便:長形3号の場合は84円、定形外郵便:角形4号の場合は120円)し、送付先を記載の上、持参又は郵送してください。

- (4) 提出部数

1部

- (5) 提出に当たっての注意事項

ア 提出に当たっては、申請書類をクリップで留めてクリアファイルにはさみ、角2型封筒に入れ、郵送(普通郵便可)又は持参してください。

イ 申請書類の作成に当たっては、資格審査の申請をする日の直前(最新)の総合評定値通知書に基づいて記載してください。

ウ 申請書類、提出部数及び提出に当たっての注意事項

申請書類を郵送又は持参する場合は、QRコード用紙のQRコード部分が折れるなどするとバーコードリーダーによるシステムへの読み込みができなくなることがあります。QRコード用紙の取扱いには十分留意の上、提出してください。

- (6) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア 資格審査結果は、原則として令和5年4月3日までに資格決定通知書をメールにより通知します。なお、返信用封筒を送付された場合は郵送により通知します。

イ 資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

随時申請の受付

定期申請期間経過後は、以下の期間において随時、申請を受け付けます。

1 受付期間

令和5年2月1日(水)から令和7年3月31日(月)まで

2 申請の方法等

本要領2(2)のとおりです。

3 申請書類、提出部数及び提出に当たっての注意事項

定期申請受付と同様(2(3)、(4)及び(5)参照)

4 資格審査結果の通知及び有効期間

(1) 資格審査結果は、資格決定通知書をメール又は郵送により通知します(同通知は、令和5年4月3日以降となります。)

(2) 資格の有効期間は、資格決定の日から令和7年3月31日までとなります。

申請に関する問い合わせ先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務省大臣官房施設課経理係

TEL 03-3580-4111(内線2265)

受付時間:午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで